



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

更新 平成24年 6月1日

■6月は「外国人労働者問題啓発月間」です！

厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めています。外国人雇用は、ルールを守って適正に行いましょう！

外国人を雇っている事業主の皆さん、以下の項目をチェックしてみましょう。

- 国籍で差別しない公平な採用活動を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働保険・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届け出をしていますか？

長崎労働局労働基準部監督課において、毎月第1・第3水曜日に、外国人労働相談窓口を開設しております。(対応言語:中国語、時間9:00~17:00)

外国人労働者に関する各種相談は、以下へご連絡下さい！

○ 外国人労働者の労働条件に関すること

長崎労働局労働基準部監督課

〒850-0030 長崎市万才町7-1住友生命長崎ビル
TEL:095-801-0030

長崎労働基準監督署

〒852-8542 長崎市岩川町16-16長崎合同庁舎2階
TEL:095-846-6353

○ 外国人労働者の職業相談・職業紹介に関すること

長崎公共職業安定所

〒852-8522 長崎市宝栄町4-25
TEL:095-862-8609

○ 外国人労働者の雇用管理、職業生活等に関すること、外国人雇用状況報告制度に関すること

長崎労働局職業安定部求職者支援室

〒850-0030 長崎市万才町7-1住友生命長崎ビル
TEL:095-801-0044

■雇用関係各種助成金等事業主説明会のご案内！

下記のとおり、事業主に対して雇用関係の各種助成金制度の周知・活用を図るため、説明会が開催されます。

日時：平成24年6月11日(月) 13:30~16:00

場所：長崎ブリックホール1F大ホール(長崎市茂里町2-38)

対象事業主：被保険者1人以上の管内雇用保険適用事業所(約9000社)

問合せ先：長崎公共職業安定所 企画部門
TEL:095-862-8676

■小規模企業共済制度のご案内！

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば、**経営者の退職金制度**といえます。

加入対象者は？

- 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主および会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協同組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の役員
- 小規模企業者たる個人事業主に属する※**共同経営者**（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②ともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

毎月の掛金は？

掛金月額は、**1000円～7000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。**加入後も掛金月額は増額・減額できます。（減額には一定の要件が必要）また、払込方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

安全性は？

小規模企業共済制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。契約者の方からお預かりしている掛金とその運用収入は、すべて契約者に還元される仕組みで、制度の運営経費は全額国からの交付金により賄われています。昭和40年に発足した実績ある制度で、**現在120万人の方が加入**しています。

掛金のメリットは？

掛金は、**全額が「小規模企業共済等掛金控除」**として、課税対象所得から控除できます！（1年以内の前納掛金も同様です）

加入の申し込みは？

- 商工会 ○商工会議所 ○中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会 ○金融機関の本支店など

制度の詳しい内容については下記ホームページをご覧ください！



<http://www.smri.go.jp/skyosai/>

お電話でのお問い合わせはこちらまで・・・

共済相談室 050-5541-7171

【受付時間】平日9:00～19:00 土曜10:00～15:00

■経営セーフティ共済のご案内！

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

加入対象企業は？

加入できる方は次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

○個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業 種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業は除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

毎月の掛金は？

掛金月額は、**5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。**
加入後も掛金月額は増額・減額できます。(減額には一定の要件が必要)
掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。また、掛金の前納もできます。

安全性は？

経営セーフティ共済は、法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。現在約30万社が加入され、貸付累計件数約26万件、貸付累計額は役1兆8千億円にのぼっています。

掛金のメリットは？

掛金は、**税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます。**

加入の申し込みは？

- 中小機構の委託団体で会員(組合員)となっている商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業の組合など
- 現に融資取引等のある金融機関の本支店

制度の詳しい内容につきましては、下記ホームページをご覧ください！



<http://www.smri.go.jp/tkyosai/>

お電話でのお問い合わせはこちらまで・・・

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】平日9:00～19:00 土曜10:00～15:00

■企業から学ぼう就労支援！～就労は障がいを軽減する～

ハンディを抱えながらも一般企業で働き充実した人生を送っている人の体験談を交えながら、ハンディを抱えた方々の雇用に対する配慮や長所を活かした雇用方法を学びませんか？

今回は、精神障がい者雇用者数日本一の特例子会社で、平成21年度厚生労働大臣賞を受賞された『富士ソフト企画株式会社』様の取組を紹介していただきます。

日 時 : 平成24年6月22日(金) 18:00～20:00(受付開始は17:30～)

場 所 : 長崎市出島町2-11(出島交流会館)

対 象 : ご関心のある方はどなたでも(企業・家族・本人など)

参加費 : 無料

主 催 : ジョブマッチネットワーク長崎

申込方法

○メール:jmnn2012@gmail.com

○FAX:0957-56-8035

○電話:0957-35-4887(長崎障害者就業・生活支援センター 中尾)
090-6294-9389(ジョブマッチネットワーク長崎 峰松)

※当日参加も受け付けますが、資料に限りがございますので、できれば事前の申し込みをお願いします。

■ポジティブ・アクションをご存知ですか？！

ポジティブ・アクションとは・・・

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、

○営業職に女性はほとんどいない

○課長以上の管理職は男性が大半を占めている

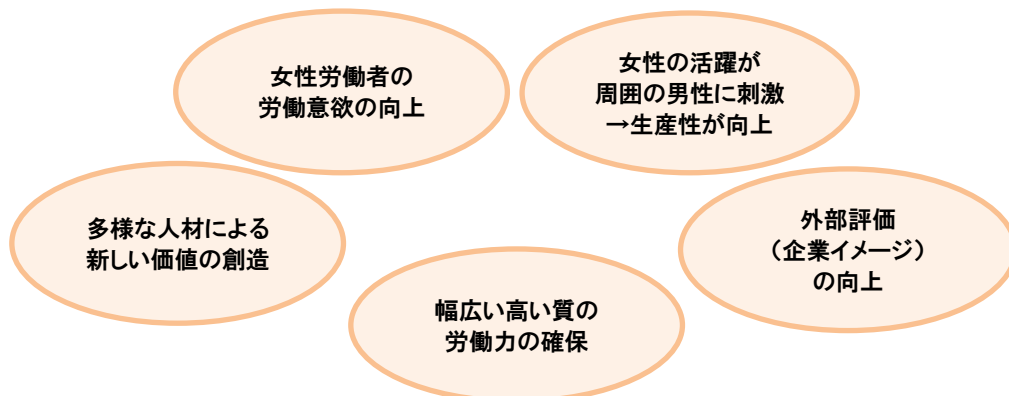
等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

ポジティブ・アクションはなぜ必要？

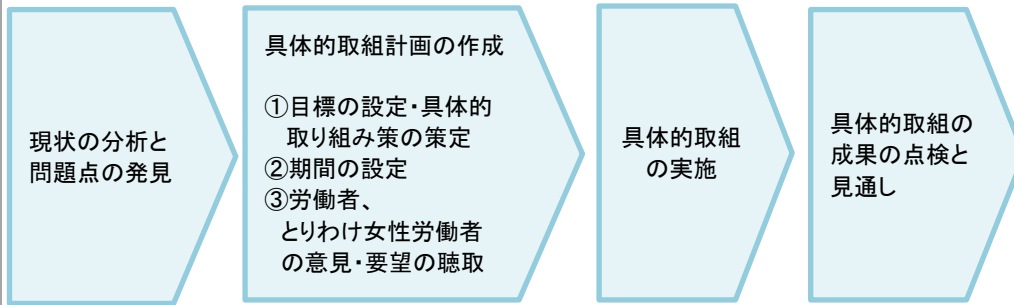
社内制度には男女差別的な取扱いはないのに「なかなか女性の管理職が増えない」「女性の職域が広がらない」そのために女性の能力が十分に活かされていないといった場合に、このような課題を解決し、実質的な男女均等取扱いを実現するために必要となるものです。

また、ポジティブ・アクションには、個々の労働者の能力発揮を促進するだけでなく、企業にも様々なメリットがあります！

職場における男女間格差の実態を把握し、女性の活躍推進や、格差解消に向けてポジティブ・アクションの取組を進めていきましょう。



ポジティブ・アクションの具体的な進め方は？



↓ポジティブ・アクションの取組事例集はこちら↓

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku04/04.html>

ポジティブ・アクションを推進している企業に対する表彰について

女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組(ポジティブ・アクション)について、他の模範とも言うべき取組推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知し、企業の取組を促すことを目的としています。

平成11年度から「均等推進企業表彰」として実施してきましたが、平成19年度からは「ファミリー・フレンドリー企業表彰」と統合し、「均等・両立推進企業表彰(均等推進企業部門)」として実施しています。

↓均等・両立推進企業表彰についてはこちら↓

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

ポジティブ・アクション情報ポータルサイト

ポジティブ・アクションに関する各種情報を提供するポータルサイトです。企業の取組事例を内容・業種・規模別に検索できたり、女性の活躍状況を診断できるシステムや経営トップが女性の活躍推進方針を宣言するコーナーを設けています。

<http://www.positiveaction.jp/>

ポジティブ・アクションに関するお問い合わせは・・・

〒850-0033
長崎市万才町7-1住友生命長崎ビル
TEL:095-801-0050
FAX:095-801-0051
受付時間:8:30～17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■ひとりで悩むよりもまず相談！長崎再就職支援センターのご案内！

長崎県では、再就職支援センターを拠点として、中高年等求職者(概ね40歳以上)の早期就職支援のため、個別カウンセリング、就職支援セミナー、情報提供などの就職支援と、就職するまでに必要な住まいや暮らしなどの生活相談を行っています。

就職・能力開発
の相談

生活・公営住宅
の相談

出張相談

長崎県再就職支援センター (開館時間/月～金10:00～18:00)

長崎市銅座町4-1りそな長崎ビル5F

TEL:095-818-8789

生活相談窓口専用ダイヤル:0120-200-124